

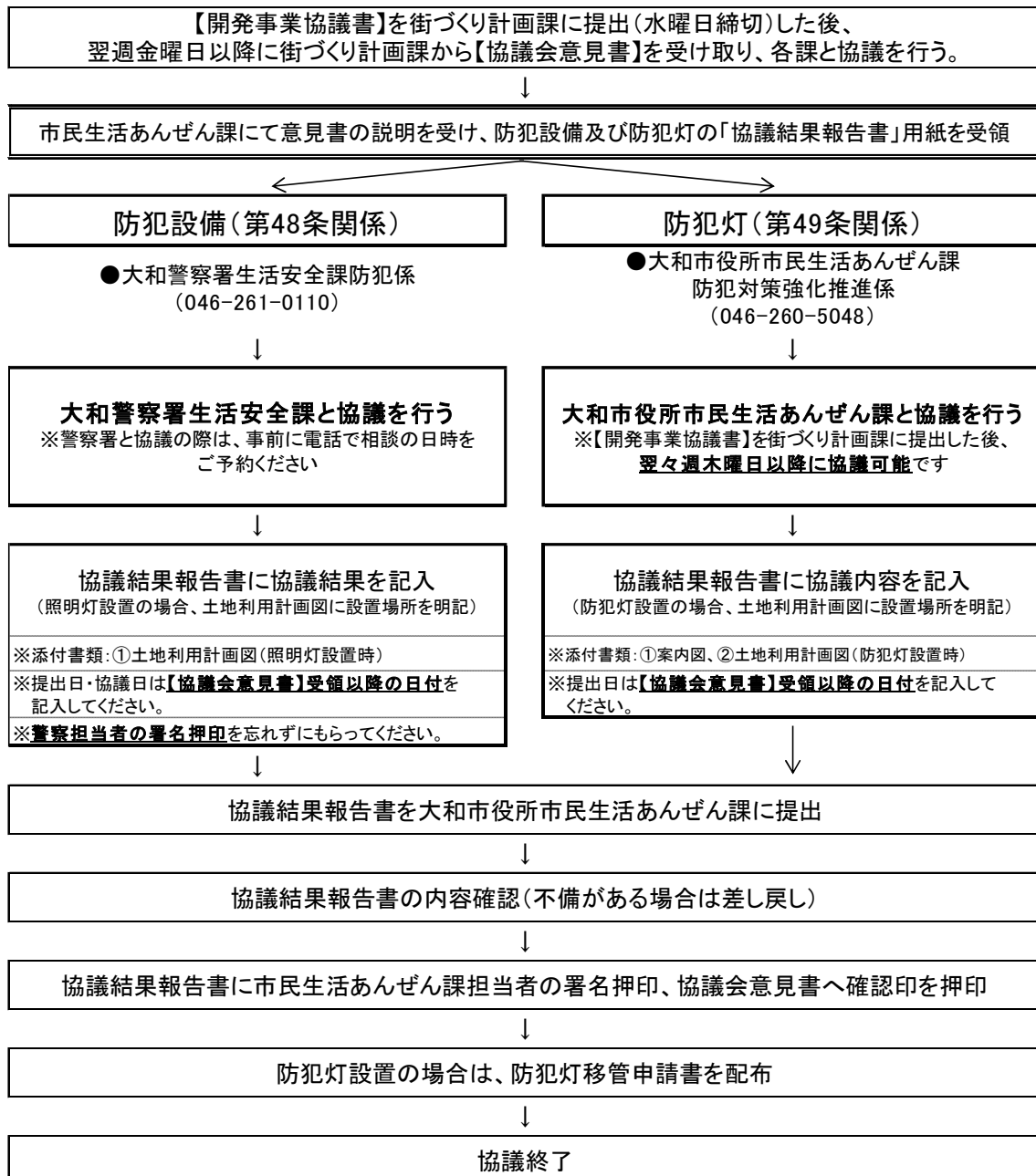
開発事業を行う事業者の皆様へ

平成 20 年 7 月 1 日に「大和市開発事業の手続及び基準に関する条例」が施行されました。事業内容により、警察署・市民生活あんぜん課との協議が必要となります。市民生活あんぜん課から出す「意見」に基づいて警察署・市民生活あんぜん課と協議を行い、その結果をご報告ください。

◆市民生活あんぜん課意見例◆

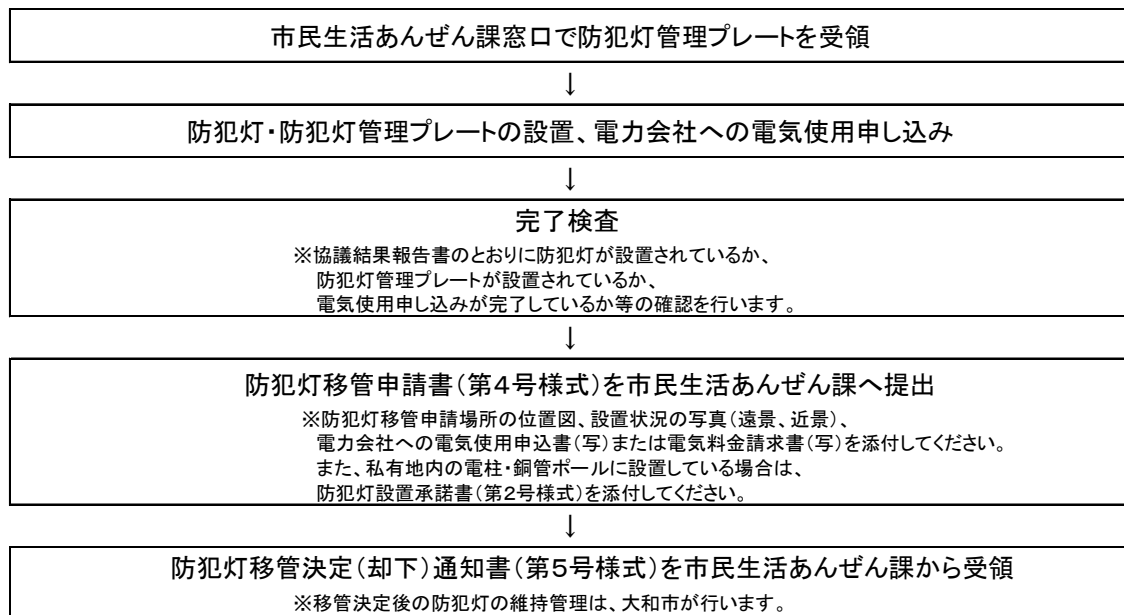
- 防犯設備に関して、大和警察署生活安全課と協議し「防犯設備協議結果報告書」を市民生活あんぜん課に提出してください。なお、防犯カメラを設置する場合には、カメラを設置している事を表示するなど、個人情報の保護に努めて下さい。
- 防犯灯に関して、市民生活あんぜん課と協議し「防犯灯協議結果報告書」を市民生活あんぜん課に提出してください。なお協議の結果、防犯灯を設置する場合は、防犯灯管理プレートを取り付けるとともに、設置後は市へ防犯灯の移管手続きをしてください。また、完了検査時まで防犯灯を設置できないときは、設置期日等を記載した「防犯灯に関する念書」を完了検査時に提出してください。

◆協議の流れ◆



～防犯灯の設置及び大和市への移管については、次ページを参照してください～

◆防犯灯の設置及び大和市への移管について◆



◆注意事項◆

防犯灯の設置について

- ・ 防犯灯の仕様・取り付け方法については、「大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例の手引」を参照してください。
- ・ 電力会社への電気使用申し込みは、開発事業者の名義で行ってください。
- ・ N T T 柱に防犯灯を設置する場合、N T T への添架申請は、開発事業者の名義で行ってください。
- ・ 防犯灯の設置工事前に、市民生活あんぜん課窓口にて、防犯灯管理プレートを受領してください。なお、一度交付した防犯灯管理プレートの再交付はできませんのでご注意ください。

移管申請書の提出について

- ・ 防犯灯の設置完了後、「防犯灯移管申請書」を速やかに提出してください。
- ・ N T T 柱に設置した防犯灯の移管申請書には、所定の添付書類に加え、N T T の添架申請書兼契約書(写)を添付してください。(N T T の添架申請書兼契約書の書式は、N T T 東日本のホームページから取得できます。)
- ・ 移管申請に係る大和市の書式は、協議時に市民生活あんぜん課窓口で配布している他、大和市ホームページから取得できます。

移管決定について

- ・ 防犯灯移管申請書の提出から移管決定まで、通常10日～2週間程度を要します。
- ・ 大和市から電力会社に対し、防犯灯電気料金の名義変更申請を行います。電力会社の名義変更手続き完了後、「防犯灯移管決定通知書」を郵送します。
なお、防犯灯の維持管理及び防犯灯の電気料は大和市が支払います。
- ・ N T T 柱に設置した防犯灯を移管決定した場合は、大和市からN T T に対し、添架契約の名義変更申請を行います。